

民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供与について

東日本大震災における被災者への住宅提供に係る本市の取組について

1 平成23年3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震等で被災された方々に対して、県下の自治体で連携し、県が窓口となり公営住宅等を提供（本市提供 計50戸）。

- (1) 1次募集 3月22日(火)～3月24日(木) 提供戸数 100戸
- (2) 2次募集 4月11日(月)～4月14日(木) 提供戸数 575戸
- (3) 3次募集 6月21日(火)～7月29日(金) 提供戸数 593戸

2 公的住宅等を提供することを基本に対応していたが、子どもの通学の関係など、被災者の居住ニーズには、必ずしも十分対応できていない側面もあった。

被災県からの要請を受けた神奈川県から本市に依頼があり、被災者の居住ニーズに対応するため、民間賃貸住宅を活用して災害救助法に基づく応急仮設住宅を供与することとし、第3回定例会に補正予算を提案して6月29日に可決されました。

対象者について

- ・ 6月9日までに本市に避難し、6月24日までに全国避難者登録システムに登録している方（その後市外に転出された方は除く）
- ・ 3月11日現在、福島県に在住していたことが確認できる避難者、または、東日本大震災により岩手県、宮城県において被災し、り災証明（全壊、大規模半壊、流失、焼失）を交付されている避難者で、自らの資力では住宅を確保することができない方

段階的实施について

① 7月7日(木)・8日(金)

緊急性の高いとどろきアリーナ避難者を対象に事前相談を実施

② 7月19日(火)

原則的に住宅を確保できていない避難者を対象に受付開始【とどろきアリーナにて】
（市内の親戚宅などに身を寄せている方、住宅の退去を求められている方など）

③ 8月1日(月) 予定

既に民間賃貸住宅を契約されている避難者も対象に受付開始【中原区役所にて】

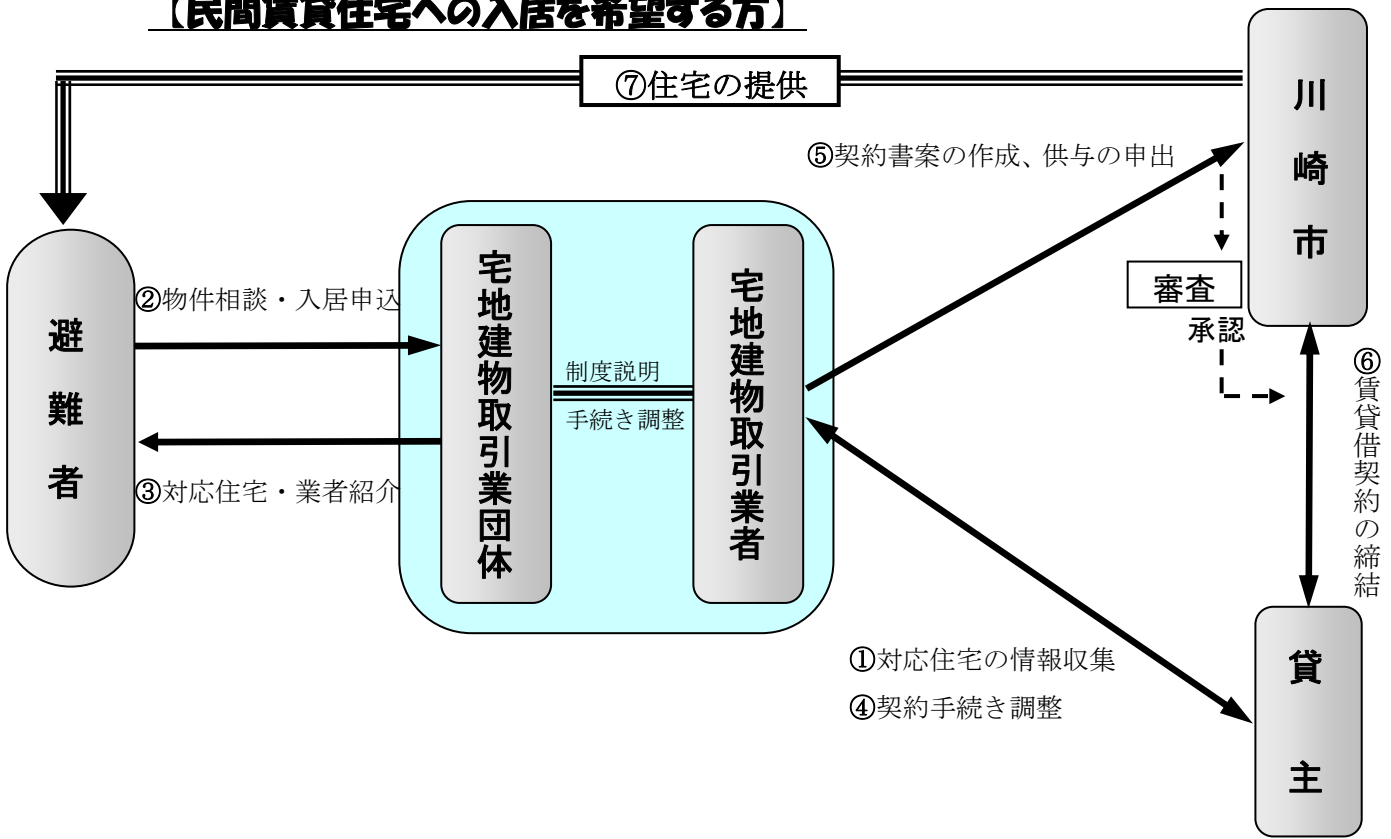
※ 今後被災県から本市に来る避難者等に対する供与については未定（転勤等は対象外）
なお、同様の制度を神奈川県が実施を予定しており、県の制度開始にあわせ新規受付終了予定

住宅の主な条件等について

家賃の上限： 単身7万円、2人以上9万円（共益費等含む） ※自己負担による家賃の上乗せ等不可
設備等： エアコン、コンロ・IHクッキングヒーター、給湯器の設備と耐震性を備えた住宅

東日本大震災避難者への民間賃貸住宅提供イメージ

【民間賃貸住宅への入居を希望する方】



【既に自ら民間賃貸住宅を借りにいる方】

